

原子力発第21072号
令和3年 4月30日

愛媛県知事
中村時広 殿

四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員
長井 啓 介

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する
規則の解釈等の一部改正に係る対応についての国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

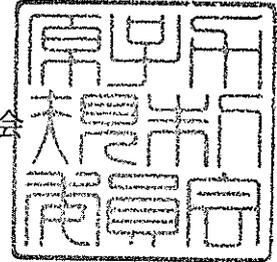
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に係る対応について、令和3年4月26日付けで原子力規制委員会から、別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

原規規発第2104264号
令和3年4月26日

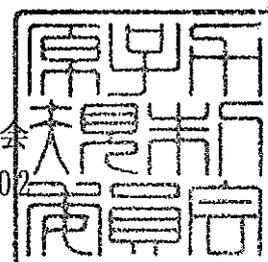
四国電力株式会社 取締役社長 社長執行役員
長井 啓介 殿

原子力規制委員会



実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
の解釈等の一部改正に係る対応について（指示）

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について、原子力規制委員会は、原子力事業者に対して別紙（NRA-Cb-21-002）のとおり、対応を求めることといたしました。つきましては、貴社に対し、別紙に従い所要の対応をするよう指示します。

原規規発第2104264号
令和3年4月26日実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の
解釈等の一部改正に係る対応について（指示）原子力規制委員会
NRA-Cb-21-002

原子力規制委員会は、令和3年4月21日に、標準応答スペクトル¹の規制への取り入れに
関して、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解
釈をはじめとする7つの解釈²（以下「解釈」と総称する。）の一部改正を決定した（別添
参照）。

本件については、改正後の解釈への適合に向けた対応に要する期間を考慮し、許可³につ
いて3年間の経過措置期間を設けているところ、当該経過措置期間の中で、耐震Sクラス施
設を有する原子力施設（以下「対象原子力施設」という。）について、改正後の解釈への適
合に向けた対応が着実になされる必要があるため、下記のとおり対応を求める。

記

1. 改正後の解釈の施行時において、新規制基準（特定重大事故等対処施設又は第三直流電
源の設置に係るものを除く。以下同じ。）に係る許可を受けている対象原子力施設につ
いては、以下のとおりとする。
 - 一 原子力事業者は、令和4年1月20日までに、基準地震動に関し、標準応答スペクトル
による評価を行うという方針及び当該方針に基づいて行った評価結果（以下「方針等」
という。）を記載した許可の申請（以下「申請」という。）を行うこと。

¹ 「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果において「震源を特定せず策定する地震動（全国共
通）」として取りまとめた標準応答スペクトルをいう。

² 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第1306193号（平成25年
原子力規制委員会決定））、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解
釈（原管P発第1306192号（平成25年原子力規制委員会決定））、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の
解釈（原管研発第1311275号（平成25年原子力規制委員会決定））、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の
解釈（原管研発第1311271号（平成25年原子力規制委員会決定））、試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備
の基準に関する規則の解釈（原規研発第1311271号（平成25年原子力規制委員会決定））、使用済燃料貯蔵施設の位置、構
造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管廃発第1311272号（平成25年原子力規制委員会決定））、廃棄物管理施設の位
置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管廃発第13112710号（平成25年原子力規制委員会決定））

³ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第16条第1項、第26条第1項、第43条
の3の8第1項、第43条の7第1項、第44条の4第1項及び第51条の5第1項に規定する変更の許可をいう。

- 二 ただし、原子力事業者は、改正後の解釈を適用しても基準地震動を変更する必要がないと考える対象原子力施設については、令和3年7月20日までに、基準地震動の変更が不要であることを説明する文書を原子力規制委員会に提出することができる。この場合において、原子力規制委員会が基準地震動の変更を不要と認めた対象原子力施設については、前号の申請は不要とする。
 - 三 前号の文書の提出があった場合は、第一号に「令和4年1月20日まで」とあるのは、「改正後の解釈の施行の日から9か月を経過する日又は原子力規制委員会から基準地震動の変更が不要であるとは認められない旨の通知を受けた日から起算して3か月を経過する日のいずれか遅い日まで」と読み替えるものとする。
2. 改正後の解釈の施行時において、新規制基準に係る審査を受けている対象原子力施設については、以下のとおりとする。
 - 一 原子力事業者は、令和4年1月20日までに、現在審査を受けている対象原子力施設について、前項第一号の方針等を記載した補正申請を行うこと。ただし、次号に該当する場合については、この限りではない。
 - 二 原子力事業者は、令和4年1月20日までに、改正前の解釈に基づき新規制基準に係る許可を受けた場合には、当該許可を受けた対象原子力施設については、改正後の解釈の施行の日から9か月を経過する日又は当該許可を受けた日から起算して3か月を経過する日のいずれか遅い日までに、前項第一号の方針等を記載した申請を行うこと。ただし、原子力事業者は、改正後の解釈を適用しても基準地震動を変更する必要がないと考える対象原子力施設については、改正前の解釈に基づき新規制基準に係る許可を受けた日から起算して3か月を経過する日までに、前項第二号の文書を原子力規制委員会に提出することができる。この場合において、原子力規制委員会が基準地震動の変更を不要と認めた対象原子力施設については、申請は不要とする。なお、当該文書の提出があった場合は、原子力事業者は、改正後の解釈の施行の日から9か月を経過する日又は原子力規制委員会から基準地震動の変更が不要であるとは認められない旨の通知を受けた日から起算して3か月を経過する日のいずれか遅い日までに、前項第一号の方針等を記載した申請を行うこととする。
 3. 原子力事業者は、改正後の解釈の施行時において、新規制基準に係る申請を行っていない対象原子力施設について、今後新規制基準に係る申請を行う場合には、第1項第一号の方針等を記載した新規制基準に係る申請を行うこと。

以上

(別添)

改正 令和3年4月21日 原規技発第2104216号 原子力規制委員会決定

令和3年4月21日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について

次の各号に掲げる規程の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- (1) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第1306193号） 別表第1
- (2) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管P発第1306192号） 別表第2
- (3) 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管研発第1311275号） 別表第3
- (4) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管研発第1311271号） 別表第4
- (5) 試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規研発第1311271号） 別表第5
- (6) 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管廃発第1311272号） 別表第6
- (7) 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管廃発第13112710号） 別表第7

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月21日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下同じ。）に対するこの規程による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（以下「新実用炉設置許可基準規則解釈」という。）別記2第4条5（同規程第39条において準用する場合を含む。）及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（以下「新研開炉設置許可基準規則解釈」という。）別記2第4条5（同規程第39条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和6年4月20日までの間は、なお従前の例による。ただし、令和6年4月20日までの間に行われる法第43条の3の8第1項の規定による変更の許可（新実用炉設置許可基準

規則解釈別記 2 第 4 条又は新研開炉設置許可基準規則解釈別記 2 第 4 条の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。) については、この限りでない。

- 3 前項ただし書の許可を受けた発電用原子炉施設に対する実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第 1306194 号。以下「実用炉技術基準規則解釈」という。）第 4 条から第 6 条まで（これらの規定を第 4 9 条から第 5 1 条までにおいて準用する場合を含む。以下同じ。）及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原管 P 発第 1306193 号。以下「研開炉技術基準規則解釈」という。）第 4 条から第 6 条まで（これらの規定を第 5 1 条から第 5 3 条までにおいて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、原子力規制委員会が別に定める日までは、これらの規定中「設置許可で確認した設計方針」とあるのは、「設置許可（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程（原規技発第 2104216 号）附則第 2 項の許可を除く。）で確認した設計方針」とする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 原子力規制委員会が別に定める日までに行われる次に掲げる認可及び確認

イ 法第 4 3 条の 3 の 9 第 1 項の規定による認可（前項ただし書の許可で確認した設計方針に基づき行われる実用炉技術基準規則解釈第 5 条及び研開炉技術基準規則解釈第 5 条の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）

ロ 法第 4 3 条の 3 の 1 1 第 3 項の規定による確認（イの認可を受けた設計及び工事の計画に従って行われる工事に係るものに限る。）

- (2) 前号ロの確認を受けた発電用原子炉施設

- 4 この規程の施行の際現に設置され又は設置に着手されている再処理施設（法第 4 4 条第 2 項に規定する再処理施設をいう。以下同じ。）に対するこの規程による改正後の再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（以下「新再処理事業許可基準規則解釈」という。）別記 2 第 7 条の規定の適用については、令和 6 年 4 月 20 日までの間は、なお従前の例による。ただし、令和 6 年 4 月 20 日までの間に行われる法第 4 4 条の 4 の規定による変更の許可（新再処理事業許可基準規則解釈別記 2 第 7 条の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）については、この限りでない。

- 5 前項の許可を受けた再処理施設についての当該許可で確認した設計方針の取扱いについては、第 3 項の例による。

別表第1 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 新旧対照表
 (下線部分及び破線で囲んだ部分は改正部分、二重下線部分は改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動。)

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(別記2)</p> <p>第4条(地震による損傷の防止) 1～4 (略)</p> <p>5 第4条第3項に規定する「基準地震動」は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとし、次の方針により策定すること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 上記の「震源を特定せず策定する地震動」は、震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内の地震について得られた震源近傍における観測記録を<u>基に</u>、各種の不確かさを考慮して敷地の地盤物性に応じた応答スペクトルを設定して策定すること。 なお、上記の「震源を特定せず策定する地震動」については、次に示す方針により策定すること。</p> <p>①上記の「震源を特定せず策定する地震動」の策定に当</p>	<p style="text-align: right;">(別記2)</p> <p>第4条(地震による損傷の防止) 1～4 (略)</p> <p>5 第4条第3項に規定する「基準地震動」は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとし、次の方針により策定すること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 上記の「震源を特定せず策定する地震動」は、震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内の地震について得られた震源近傍における観測記録を<u>収集し、これらを基に</u>、各種の不確かさを考慮して敷地の地盤物性に応じた応答スペクトルを設定して策定すること。 なお、上記の「震源を特定せず策定する地震動」については、次に示す方針により策定すること。</p> <p>(新設)</p>

たつては、「全国共通に考慮すべき地震動」及び「地域性を考慮する地震動」の2種類を検討対象とすること。

② 上記の「全国共通に考慮すべき地震動」の策定に当たっては、震源近傍における観測記録を基に得られた次の知見をすべて用いること。

- ・ 2004年北海道留萌支庁南部の地震において、防災科学技術研究所が運用する全国強震観測網の港町観測点における観測記録から推定した基盤地震動
- ・ 震源近傍の多数の地震動記録に基づいて策定した地震基盤相当面(地震基盤からの地盤増幅率が小さく地震動としては地震基盤面と同等とみなすことができる地盤の解放面で、せん断波速度 $V_s = 2200 \text{ m/s}$ 以上の地層をいう。)における標準的な応答スペクトル(以下「標準応答スペクトル」という。)として次の図に示すもの

(新設)

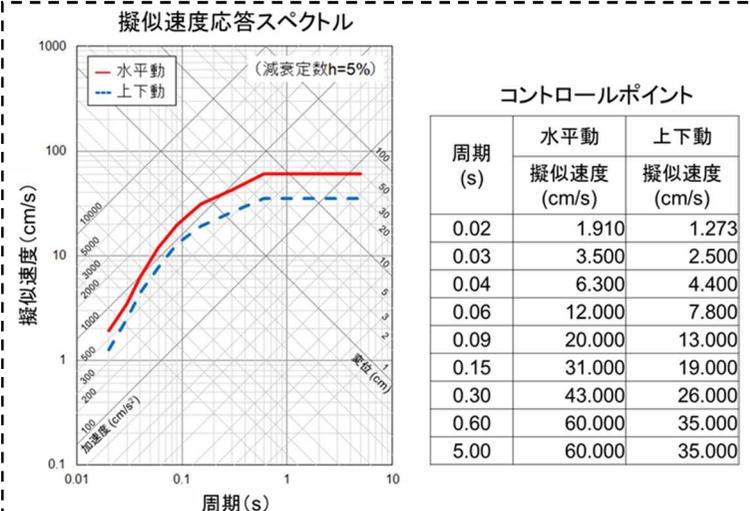


図 地震基盤相当面における標準応答スペクトル

(新設)

③上記の「地域性を考慮する地震動」の検討の結果、この地震動を策定する場合にあっては、事前に活断層の存在が指摘されていなかった地域において発生し、地表付近に一部の痕跡が確認された地震について、震源近傍における観測記録を用いること。

④解放基盤表面までの地震波の伝播特性を必要に応じて応答スペクトルの設定に反映するとともに、設定された応答スペクトルに対して、地震動の継続時間及び経時的変化等の特性を適切に考慮すること。

(新設)

①解放基盤表面までの地震波の伝播特性を必要に応じて応答スペクトルの設定に反映するとともに、設定された応答スペクトルに対して、地震動の継続時間及び振幅包絡線の経時的変化等の地震動特性を適切に考

⑤上記の「震源を特定せず策定する地震動」について策定された基準地震動の妥当性については、最新の科学的・技術的知見を踏まえて個別に確認すること。

四 (略)

6～8 (略)

慮すること。

②上記の「震源を特定せず策定する地震動」として策定された基準地震動の妥当性については、申請時における最新の科学的・技術的知見を踏まえて個別に確認すること。その際には、地表に明瞭な痕跡を示さない震源断層に起因する震源近傍の地震動について、確率論的な評価等、各種の不確かさを考慮した評価を参考とすること。

四 (略)

6～8 (略)

別表第2 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 新旧対照表
(下線部分及び破線で囲んだ部分は改正部分、二重下線部分は改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動。)

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(別記2)</p> <p>第4条 (地震による損傷の防止) 1～4 (略)</p> <p>5 第4条第3項に規定する「基準地震動」は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとし、次の方針により策定すること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 上記の「震源を特定せず策定する地震動」は、震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内の地震について得られた震源近傍における観測記録を<u>基に</u>、各種の不確かさを考慮して敷地の地盤物性に応じた応答スペクトルを設定して策定すること。 なお、上記の「震源を特定せず策定する地震動」については、次に示す方針により策定すること。</p> <p>①上記の「震源を特定せず策定する地震動」の策定に当</p>	<p style="text-align: right;">(別記2)</p> <p>第4条 (地震による損傷の防止) 1～4 (略)</p> <p>5 第4条第3項に規定する「基準地震動」は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとし、次の方針により策定すること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 上記の「震源を特定せず策定する地震動」は、震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内の地震について得られた震源近傍における<u>観測記録を収集し</u>、これらを<u>基に</u>、各種の不確かさを考慮して敷地の地盤物性に応じた応答スペクトルを設定して策定すること。 なお、上記の「震源を特定せず策定する地震動」については、次に示す方針により策定すること。</p> <p>(新設)</p>

たつては、「全国共通に考慮すべき地震動」及び「地域性を考慮する地震動」の2種類を検討対象とすること。

② 上記の「全国共通に考慮すべき地震動」の策定に当たっては、震源近傍における観測記録を基に得られた次の知見をすべて用いること。

- ・ 2004年北海道留萌支庁南部の地震において、防災科学技術研究所が運用する全国強震観測網の港町観測点における観測記録から推定した基盤地震動
- ・ 震源近傍の多数の地震動記録に基づいて策定した地震基盤相当面(地震基盤からの地盤増幅率が小さく地震動としては地震基盤面と同等とみなすことができる地盤の解放面で、せん断波速度 $V_s = 2200 \text{ m/s}$ 以上の地層をいう。)における標準的な応答スペクトル(以下「標準応答スペクトル」という。)として次の図に示すもの

(新設)

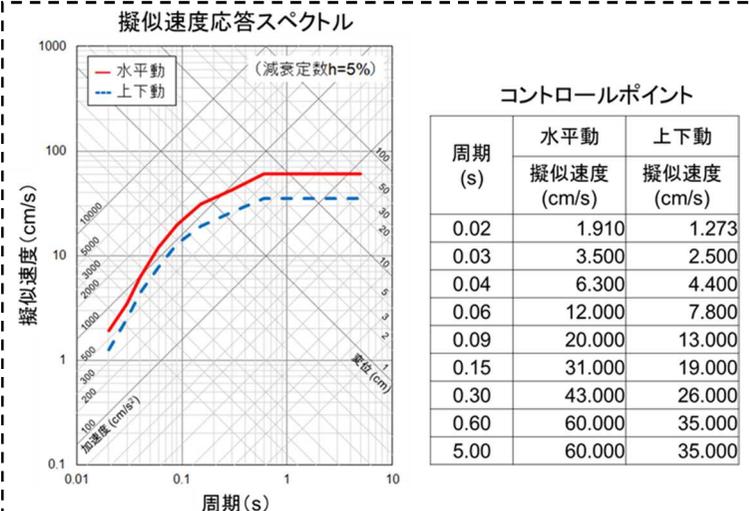


図 地震基盤相当面における標準応答スペクトル

(新設)

③上記の「地域性を考慮する地震動」の検討の結果、この地震動を策定する場合にあっては、事前に活断層の存在が指摘されていなかった地域において発生し、地表付近に一部の痕跡が確認された地震について、震源近傍における観測記録を用いること。

④解放基盤表面までの地震波の伝播特性を必要に応じて応答スペクトルの設定に反映するとともに、設定された応答スペクトルに対して、地震動の継続時間及び経時的変化等の特性を適切に考慮すること。

(新設)

①解放基盤表面までの地震波の伝播特性を必要に応じて応答スペクトルの設定に反映するとともに、設定された応答スペクトルに対して、地震動の継続時間及び振幅包絡線の経時的変化等の地震動特性を適切に考

⑤上記の「震源を特定せず策定する地震動」について策定された基準地震動の妥当性については、最新の科学的・技術的知見を踏まえて個別に確認すること。

四 (略)

6～8 (略)

慮すること。

②上記の「震源を特定せず策定する地震動」として策定された基準地震動の妥当性については、申請時における最新の科学的・技術的知見を踏まえて個別に確認すること。その際には、地表に明瞭な痕跡を示さない震源断層に起因する震源近傍の地震動について、確率論的な評価等、各種の不確かさを考慮した評価を参考とすること。

四 (略)

6～8 (略)

別表第3 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 新旧対照表

(下線部分及び破線で囲んだ部分は改正部分、二重下線部分は改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動。)

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(別記2)</p> <p>第7条 (地震による損傷の防止) 1～5 (略)</p> <p>6 第7条第3項に規定する「基準地震動」とは、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものをいい、次の方針により策定すること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 <u>第一号</u>の「震源を特定せず策定する地震動」とは、震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内の地震について得られた震源近傍における観測記録を基に、各種の不確かさを考慮して敷地の地盤物性に応じた応答スペクトルを設定して策定することをいう。なお、上記の「震源を特定せず策定する地震動」については、次に示す方針により策定すること。</p> <p>①上記の「震源を特定せず策定する地震動」の策定に当</p>	<p style="text-align: right;">(別記2)</p> <p>第7条 (地震による損傷の防止) 1～5 (略)</p> <p>6 第7条第3項に規定する「基準地震動」とは、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものをいい、次の方針により策定すること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 <u>上記6一</u>の「震源を特定せず策定する地震動」とは、震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内の地震について得られた震源近傍における観測記録を収集し、これらを基に、各種の不確かさを考慮して敷地の地盤物性に応じた応答スペクトルを設定して策定することをいう。なお、上記の「震源を特定せず策定する地震動」については、次に示す方針により策定すること。</p> <p>(新設)</p>

たつては、「全国共通に考慮すべき地震動」及び「地域性を考慮する地震動」の2種類を検討対象とすること。

② 上記の「全国共通に考慮すべき地震動」の策定に当たっては、震源近傍における観測記録を基に得られた次の知見をすべて用いること。

- ・ 2004年北海道留萌支庁南部の地震において、防災科学技術研究所が運用する全国強震観測網の港町観測点における観測記録から推定した基盤地震動
- ・ 震源近傍の多数の地震動記録に基づいて策定した地震基盤相当面(地震基盤からの地盤増幅率が小さく地震動としては地震基盤面と同等とみなすことができる地盤の解放面で、せん断波速度 $V_s = 2200 \text{ m/s}$ 以上の地層をいう。)における標準的な応答スペクトル(以下「標準応答スペクトル」という。)として次の図に示すもの

(新設)

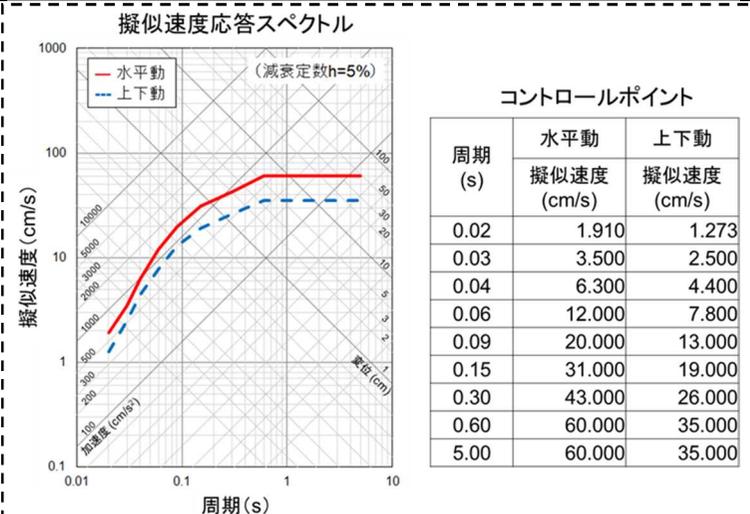


図 地震基盤相当面における標準応答スペクトル

(新設)

③上記の「地域性を考慮する地震動」の検討の結果、この地震動を策定する場合にあっては、事前に活断層の存在が指摘されていなかった地域において発生し、地表付近に一部の痕跡が確認された地震について、震源近傍における観測記録を用いること。

④解放基盤表面までの地震波の伝播特性を必要に応じて応答スペクトルの設定に反映するとともに、設定された応答スペクトルに対して、地震動の継続時間及び経時的変化等の特性を適切に考慮すること。

(新設)

①解放基盤表面までの地震波の伝播特性を必要に応じて応答スペクトルの設定に反映するとともに、設定された応答スペクトルに対して、地震動の継続時間及び振幅包絡線の経時的変化等の地震動特性を適切に考

⑤上記の「震源を特定せず策定する地震動」について策定された基準地震動の妥当性については、最新の科学的・技術的知見を踏まえて個別に確認すること。

四 (略)

7～9 (略)

慮すること。

②上記の「震源を特定せず策定する地震動」として策定された基準地震動の妥当性については、申請時における最新の科学的・技術的知見を踏まえて個別に確認すること。その際には、地表に明瞭な痕跡を示さない震源断層に起因する震源近傍の地震動について、確率論的な評価等、各種の不確かさを考慮した評価を参考とすること。

四 (略)

7～9 (略)

別表第4 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(別記3)</p> <p>第7条 (地震による損傷の防止) 1～8 (略)</p> <p>9 <u>实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程(原規技発第2104216号。以下「一部改正規程」という。)の施行の際現に設置され又は設置に着手されている加工施設に対する上記5(本規程第25条において準用する場合を含む。)の实用炉設置基準解釈第4条5についての一部改正規程による改正後の实用炉設置許可基準解釈別記2第4条5の規定の適用については、一部改正規程附則第2項の規定を準用する。</u></p> <p>10 <u>前項において準用する一部改正規程附則第2項ただし書の許可を受けた加工施設についての当該許可で確認した設計方針の取扱いについては、一部改正規程附則第3項の例による。</u></p>	<p style="text-align: right;">(別記3)</p> <p>第7条 (地震による損傷の防止) 1～8 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

別表第5 試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第4条（地震による損傷の防止） 1～3 （略） 4 <u>实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程（原規技発第2104216号。以下「一部改正規程」という。）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている試験研究用等原子炉施設に対する上記1において準用する实用炉設置許可基準解釈第4条の規定についての一部改正規程による改正後の实用炉設置許可基準解釈別記2第4条5の規定の適用については、一部改正規程附則第2項の規定を準用する。</u></p> <p>5 <u>前項において準用する一部改正規程附則第2項ただし書の許可を受けた試験研究用等原子炉施設についての当該許可で確認した設計方針の取扱いについては、一部改正規程附則第3項の例による。</u></p>	<p>第4条（地震による損傷の防止） 1～3 （略） （新設）</p> <p>（新設）</p>

(別添)

別表第6 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(別記2)</p> <p>第9条 (地震による損傷の防止) 1～8 (略)</p> <p>9 <u>实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程(原規技発第2104216号。以下「一部改正規程」という。)の施行の際現に設置され又は設置に着手されている使用済燃料貯蔵施設に対する上記5において準用する实用炉設置基準解釈第4条5の方針についての一部改正規程による改正後の实用炉設置許可基準解釈別記2第4条5の規定の適用については、一部改正規程附則第2項の規定を準用する。</u></p> <p>10 <u>前項において準用する一部改正規程附則第2項ただし書の許可を受けた使用済燃料貯蔵施設についての当該許可で確認した設計方針の取扱いについては、一部改正規程附則第3項の例による。</u></p>	<p style="text-align: right;">(別記2)</p> <p>第9条 (地震による損傷の防止) 1～8 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

別表第7 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第6条（地震による損傷の防止） 1～8（略） 9 <u>实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部を改正する規程（原規技発第2104216号。以下「一部改正規程」という。）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている廃棄物管理施設に対する上記5において準用する实用炉設置許可基準解釈第4条5の方針についての一部改正規程による改正後の实用炉設置許可基準解釈別記2第4条5の規定の適用については、一部改正規程附則第2項の規定を準用する。</u></p> <p>10 <u>前項において準用する一部改正規程附則第2項ただし書の許可を受けた廃棄物管理施設についての当該許可で確認した設計方針の取扱いについては、一部改正規程附則第3項の例による。</u></p>	<p>第6条（地震による損傷の防止） 1～8（略） (新設)</p> <p>(新設)</p>